

まなひろ 定款（会則）

第1条（名称）

本団体は、「まなひろ」と称する。

団体名の由来は「学ぶ広場」及び「愛（マナ）のゆたかさ」という意を込めており、「地域社会にて弱者になっている者と共に、社会的障がいが無くなるような地域社会を構築したい」思想が主となっている。

第2条（事務所）

本団体は、主たる事務所を下記に置く。

神奈川県横浜市鶴見区（代表宅）

電話番号：045-572-7075

FAX：045-345-7406

第3条（目的）

本団体は、横浜市鶴見区及び近隣地域において「障がい児」「ひとり親家庭の子」「日常生活に自立支援を要する者」及び「それに準ずる者」を対象に、「情報・理科分野」「学習支援・カウンセリング分野」に渡り、支援を要する者から「社会に対する問題となっている障害の事由」を傾聴し、指導及び支援、自立できるよう働きかけ、地域の人達の垣根が無くなるよう、「助け合い」のネットワークを築き、自発的な社会参加、上記であげた分野を通して地域社会の活性化を目指し、「組織形成」「諸行事」「イベント企画」等を行う事を目的とする。

第4条（事業内容）

本団体は、非営利目的の団体とする。将来、NPO法人を検討する可能性は考えられる。

本団体は、第3条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 講習会 第3条の「2分野」について地域の人を対象に講習会を行う。
2. 講師派遣 第3条の「2分野」について地域から「講師派遣要請」があれば対応する。
3. 研修会 第3条の「2分野」について会員に対して「知識・教養」を身につける為に研修を行う。
4. 地区活動 第3条の「2分野」について定期的に地区の諸施設を中心に、支援・指導等の場を設ける。
5. 交流会 第3条の「2分野」について他団体との交流を積極的に行い、事業活性をねらう。
6. 広報活動 第3条の「2分野」について定期的刊行誌、広報を随時行う。
7. 技術 IT技術及びそれに準ずる技術・コンテンツ等制作を行い、事業活性を促す。
8. その他 目的を達する為に、随時会合を開き、諸事業を行う。

第5条（会員）

本団体の会員は、第3条の目的に賛同し、活動を行う為に入会した個人とする。

ただし、本団体活動内で「宗教的活動」「政治的活動」「本団体の関係のない営利活動（MLM等）」を行う事を禁止する。

第6条（役員及び任期）

本団体の役員を設け運営にあたる。役員任期は2年とし、継続・辞退の際は協議の上決定する。

役員：代表、副代表、総務、経理、広報、技術等、他必要な役員を決定する。

第7条（会議）

本団体の諸事業を推進する為に、次の会議を設ける。

1. 総 会 年1回 4月

※尚、総会は出席者及び欠席者委任状の合計が総会員数の2/3以上により成立するものとする。

2. 月例会議 最低月1回開催する

3. 役員会 必要に応じ開催する

第8条（会計及び会計年度）

本団体の経費は、寄付金・助成金・事業の収入をもって充てる。

会計年度は、4月1日から翌年3月末日とする。

第9条（細則）

本団体の諸事業推進のため、必要に応じ、細則を設ける。

第10条（発効）

本定款は平成30年3月20日より発効する。

以上